

# 奥川

お知らせ版  
広報おうしゅう

2012  
Vol.79

9

10月1日は、「浄化槽の日」。この日は、浄化槽法の全面施行を記念して制定されました。これを機会に、環境に優しい快適な生活を検討してみませんか。

## 浄化槽で住みよい環境へ

水洗化でより快適な生活、そして美しい自然をいつまでも

### 環境にやさしい浄化槽

#### ①市設置型浄化槽

市が浄化槽の設置と維持管理を行います。設置と使用に對して個人負担があります。

浄化槽は、微生物の力で生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯などの雑排水など）をきれいに浄化するものです。浄化槽を設置することにより、自然環境に配慮した快適な生活を送ることができます。

### 浄化槽を新設する場合の制度

浄化槽の設置には、市が設置する「市設置型浄化槽」と、個人で設置する「個人設置型浄化槽」があります。地域によりつて利用できる制度が異なりますので、計画の段階で事前に、ご相談ください。

- ②個人設置型浄化槽（水沢区対象）
- 個人が浄化槽の設置と維持管理を行います。設置費用に

対して市の補助金制度があります。

■対象＝水沢区の公共下水道区域のうち、整備年度が未定の地域で、申請者が所有し、居住する住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする人

※店舗併用住宅の場合は、居住面積が建物全体の2分の1以上が対象

- 個人負担額＝分担金（下表）、浄化槽への流入・流出に係る排水設備工事費、設置後の使用料、プロワ運転に係る電気代、設置条件により、放流ポンプ・耐荷重用の支柱・擁壁の設置工事費
- 補助金額＝下表
- 問い合わせ＝本庁下水道課

浄化槽係（内線533）



#### ■市設置型浄化槽分担金・個人設置型浄化槽補助金・人槽算定基準一覧表

人槽	①市設置型 浄化槽分担金	②個人設置型 浄化槽補助金	人槽算定基準
5人槽	88,200円	441,000円	延床面積130平方メートル（約40坪）以下かつ居住人員5人以下の場合
7人槽	110,400円	552,000円	延床面積130平方メートル（約40坪）を超える場合、または居住人員7人以下の場合
10人槽	149,500円	747,000円	台所と浴槽がそれぞれ2カ所以上の場合、または居住人員が8人～10人の場合